

## 電波雑音部会の活動の概要

電波雑音の J 規格は、“ J55013(H22) 音声及びテレビジョン放送受信機並びに関連機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法”等、具体的にどの電気用品にどの規格を適用すべきか一般の製造者又は輸入業者に分かり難いため、平成 24 年 11 月に「雑音の強さに関する省令第 2 項基準(J 規格)の適用の考え方」を電気用品調査委員会の解説として公表し、HP に掲載している。

今回、“J55011 (H27) 工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法”の制定要望を国に提出したことから、見直しを行った。

以下に主な改定箇所を示す。

なお、この改定案は J55011 (H27) 工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法”が解釈別表第十二に採用されてから HP に掲載予定である。

- (1) 高周波利用器機の適用 J 規格を、J55011 に修正した。
- (2) 平成 25 年 7 月に省令の性能規定化が行われたことから、名称を以下のように修正した。  
「雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準 (J 規格) の適用の考え方」
- (3) この適用例の使用者が分かり易いように、J 規格毎に適用電気用品名を掲載していた書き方から電気用品名を最初に記載し、適用 J 規格を掲載した。